



共済貯金の送金等予定カレンダー

令和
4年

■ 印は送金日

■ 印は貯金払戻請求書の受付
締切日(共済組合必着日)

■ 印は送金日と次回締切日

1 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

4 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

貯金払戻請求の流れ

① 組合員

- 【届出印】...届出以外の印の場合、払戻ができませんので、届出印を確認のうえ、鮮明に押印してください。
- 【払戻額】...定例積立をしている場合、1・2回目の払戻には当月の定例積立額は含まないのでご注意ください。
なお、一部払戻以外は払戻額を記入しないでください。
- 【提出】...共済事務担当課へ送金日の締切日前に提出する。
※ 任意継続組合員は、共済組合に送付する。

... 具体例 ...

3月10日送金の払戻請求
(3月3日共済組合必着)

① 組合員

1日午前中(注)までに共済事務担当課へ請求書を提出

② 共済事務担当課

請求書の押印が共済組合に届出している印か確認し、担当者印を押印のうえ、締切日までに共済組合に必着するように送付する。

② 共済事務担当課

1日午後1時に請求書をまとめて、共済組合へ送付

③ 共済組合

請求書の内容を確認し払戻等の事務処理後、送金日に組合員の指定した口座に送金します。

③ 共済組合

3日到着分までの払戻請求書を10日送金で銀行に依頼

(注) 所属所の共済事務担当課に貯金払戻請求書を提出する受付締切日は、各所属所で異なりますので共済事務担当者に確認してください。